

教育バウチャー制度に関する提言

2006年10月2日
学校設置会社連盟

学校経費に対する公費支出の公私立格差

平成15年度。生徒等一人当たり。単位：千円

	小	中	高	大	平均
公立(A)	906	1,023	1,118	3,613	1,665
私立(B)	246	270	318	152	247
A/B	3.7	3.8	3.5	23.8	6.7

(学校基本調査、地方教育調査等を基に当連盟にて算出)

※ 公立(A)は、国・地方自治体立の学校(国公立大学法人を含む)。
私立(B)は、学校法人立の学校で全日制のもの。

問題点

- 親の経済力によっては、希望する教育が受けられない。
- 同じ納税義務を負担しながら、国・自治体から等しい助成を得られない。
- 株式会社学校には全く助成がない(左表「私立(B)」には株式会社立を含まず)。

教育バウチャー制度

「個人を基準として支給される用途・譲渡制限のある補助金・給付金」

公費支出の類型

- ① 経常費(消費的支出)補助 → **今回の提言は①のみを対象**
- ② 施設費(資本的支出)補助 → 別途提言予定
- ③ 政策誘導型補助金 → 現状のまま
- ④ 競争型補助金 → 現状のまま

- 現状の経常費補助総額の80~90%を原資
- 原資の額を対象生徒等数で頭割り

段階的導入

- ① 義務教育段階(小学校・中学校等)
都道府県単位又は市町村単位で導入
- ② 義務教育後中等教育段階(高等学校等)
都道府県単位又は市町村単位で導入
- ③ 幼稚園段階
検討後導入
- ④ 高等教育段階(短大・大学・大学院・高専)
国全体で導入

教育バウチャーの効果

	現状	教育バウチャー制度	現状
	学校	児童・生徒・学生	児童・生徒・学生
補助金・納付金	<ul style="list-style-type: none"> 公費支出の公私格差3~10倍 学費等納付金の額にも格差が反映 	<ul style="list-style-type: none"> 公費支出の公私格差がゼロに 学費等納付金の格差が減少 	<ul style="list-style-type: none"> 授業料等納付金の公私格差が大きい
教育サービス	<ul style="list-style-type: none"> 無競争による教育の質的停滞 与える側の意向に基づく教育 画一的教育 	<ul style="list-style-type: none"> 競争により質が向上 受ける側の意向に基づく教育 教育が個性化・多様化 	<ul style="list-style-type: none"> 親の経済力により、受けたい教育サービスが受けられない

義務教育(小学校・中学校等)段階の制度設計案

	都道府県単位で導入する場合	市町村単位で導入する場合
概念図 (教育バウチャー資金に係る公金の流れ図)	<p>【注】①は、バウチャー券を交付しない方法がある。 ②は、授業料を事前納付した上で、④の補助金を個人に事後交付する方法もあるが、①義務教育の無償性に反すること、②費が授業料を納付し立替できない場合もあること、③事務処理が煩雑になりうることから、採用を見送った。</p>	<p>【注】①は、バウチャー券を交付しない方法がある。 ②は、授業料を事前納付した上で、④の補助金を個人に事後交付する方法もあるが、①義務教育の無償性に反すること、②費が授業料を納付し立替できない場合もあること、③事務処理が煩雑になりうることから、採用を見送った。</p>
対象となる公費	<ul style="list-style-type: none"> ○国費：私立高等学校等経常費助成費補助金、義務教育費国庫負担金、等 ○公費：私立高等学校等経常費助成費、教職員給与、等 	
対象となる学校種	国公立(学校設置会社によるものを含む)の小学校並びに中学校及び中等教育学校(いわゆる中高一貫校)の前期課程	
教育バウチャー制度の対象となる当該地域の児童・生徒数	例：神奈川県で実施する場合 ○神奈川県小学校児童数473,170人 (国立1,450人、公立461,323人、私立10,397人) ○神奈川県中学校生徒数219,401人 (国立917人、公立191,846人、私立26,638人) ○神奈川県中等教育学校前期課程生徒数911人 (国立0人、公立0人、私立911人) (H16年度学校基本調査神奈川版より)	例：横浜市で実施する場合 ○横浜市小学校児童数189,698人 (国立739人、公立184,280人、私立4,679人) ○横浜市中学校生徒数86,715人 (国立401人、公立71,314人、私立15,000人) ○横浜市中等教育学校前期課程生徒数569人 (国立0人、公立0人、私立569人) (H16年度学校基本調査神奈川版より)
条件を満たす児童・生徒全員がバウチャーを利用できるか	全員が利用できる(教育バウチャー受給者数に上限を設けない)	
バウチャー券の券面額が学費に足りない場合、学校が児童・生徒から差額を徴収できるか	公立では不可(義務教育の無償性)。私立では可	
教育バウチャーの支給総額	現状の補助金※1総額の90%を想定	
児童・生徒一人当たりの支給上限 (消費的支出に関するもののみで試算)	例：神奈川県で実施する場合 ○小学生向け公金支出315,067,666千円×0.9÷473,170人＝599千円/人 ○中学生向け公金支出153,204,236千円×0.9÷219,401人＝628千円/人 (H17年度地方教育費調査(H16会計年度)より)	例：横浜市で実施する場合 (計算に必要なデータを得られず)
財源	現状の学校教育に対する公費支出における 経常費(消費的支出)に対する公費支出 を想定	
児童・生徒の条件	当該地域に居住する住民	
発券の有無	発券する/しない、いずれの方法も考えられる	

※1 「現状の補助金」とは、①経常費(消費的支出)に対する公費支出(私立高等学校等経常費補助金、国公立学校に対する運営費交付金、等)、②施設費(資本的支出)に対する公費支出(私立学校施設整備費補助金、等)、③政策誘導型補助金(キャリア教育実践プロジェクト、等)及び④競争型補助金(大学に対する各種の教育改革の支援、等)のうち、①経常費(消費的支出)に対する公費支出をさす。本提言では、③政策誘導型補助金及び④競争型補助金については現状を維持すること、②施設費(資本的支出)に対する公費支出については現行制度とは異なる配分方法を別途提言することを前提に制度設計を行っている。
 なお、経常費(消費的支出)とは、[a]人件費(教職員給与、共済組合等負担金、恩給費等、退職・死傷手当)、[b]教育活動費、[c]管理費(修繕費、その他の管理費)、[d]補助活動費、[e]所定支払金を指す。

義務教育後中等教育(高等学校等)段階の制度設計案

	都道府県単位で導入する場合	市町村単位で導入する場合
概念図 (教育バウチャー資金に係る公金の流れ図)		
対象となる公費	<ul style="list-style-type: none"> ○国費：私立高等学校等経常費助成費補助金、等 ○公費：私立高等学校等経常費助成費、運営費交付金、等 	
対象となる学校種	国公立(学校設置会社によるものを含む)の高等学校及び中等教育学校(いわゆる中高一貫校)の後期課程	
教育バウチャー制度の対象となる当該地域の生徒数	例：神奈川県で実施する場合 ○神奈川県高等学校生徒数202,977人 (公立130,685人、私立72,292人) ○神奈川県中等教育学校後期課程生徒数406人 (公立0人、私立406人) (H16年度学校基本調査神奈川版より)	例：横浜市で実施する場合 ○横浜市高等学校生徒数80,677人 (公立46,028人、私立34,649人) ○横浜市中等教育学校後期課程生徒数164人 (公立0人、私立164人) (H16年度学校基本調査神奈川版より)
	(H16年度学校基本調査より) ○全国の高等学校生徒数3,719,048人(うち、国立8,853人、公立2,612,679人、私立1,097,516人) ○全国の中等教育学校後期課程生徒数2,136人(うち、国立696人、公立230人、私立1,210人)	
条件を満たす生徒全員がバウチャーを利用できるか	全員が利用できる(教育バウチャー受給者数に上限を設けない)	
バウチャー券の券面額が学費に足りない場合、学校が児童・生徒から差額を徴収できるか	可	
教育バウチャーの支給総額	現状の補助金※1総額の90%を想定	
生徒一人当たりの支給上限 (消費的支出に関するもののみで試算)	(バウチャー総額) ÷ (対象生徒数) 例：神奈川県で実施する場合 ○高校生向け公金支出132,575,047千円 × 0.9 ÷ 202,977人 = 588千円/人 (H17年度地方教育費調査(H16会計年度)より)	例：横浜市で実施する場合 (計算に必要なデータを得られず)
財源	現状の学校教育に対する公費支出における 経常費(消費的支出)に対する公費支出 を想定	
生徒の条件	当該地域に居住する住民	
発券の有無	発券する/しない、いずれの方法も考えられる	

※1 「現状の補助金」とは、①経常費(消費的支出)に対する公費支出(私立高等学校等経常費補助金、国公立学校に対する運営費交付金、等)、②施設費(資本的支出)に対する公費支出(私立学校施設整備費補助金、等)、③政策誘導型補助金(キャリア教育実践プロジェクト、等)及び④競争型補助金(大学に対する各種の教育改革の支援、等)のうち、①経常費(消費的支出)に対する公費支出をさす。本提言では、③政策誘導型補助金及び④競争型補助金については現状を維持すること、②施設費(資本的支出)に対する公費支出については現行制度とは異なる配分方法を別途提言することを前提に制度設計を行っている。
 なお、経常費(消費的支出)とは、[a]人件費(教職員給与、共済組合等負担金、恩給費等、退職・死傷手当)、[b]教育活動費、[c]管理費(修繕費、その他の管理費)、[d]補助活動費、[e]所定支払金を指す。

高等教育(短大・大学・大学院・高専)段階の制度設計案

添付資料①

全国単位で導入する場合	
<p>概念図 (教育バウチャー資金に係る公金の流れ図)</p>	<p>【注】 ①は、バウチャー券を交付しない方法もありうる。学生数に単純に比例して補助金を交付すれば、バウチャーと同じ効果も実現するという主張もある。 ②は、授業料を事前納付とした上で、④の補助金を個人に事後交付するという方法もありうるが、[1]親が授業料を納付(立替)できない場合もありうること、[2]事務処理が煩雑になりうることから、採用を見送った。 ※ 大学については、定員が設定されている学科ごとに教育バウチャー制度を設計するべきではないか、また、そもそも定員以上に学生を受け入れられないとすると、教育バウチャーの効果は限定的ではないか、教育バウチャー制度導入に際して、定員を撤廃するか、弾力的運用を許すか、等の論点がある。これらについては、今後の研究課題である。</p>
対象となる公費	<ul style="list-style-type: none"> ○国費： 国立大学法人運営交付金、私立大学等経常費補助金、等 ○公費： 公立大学法人運営費交付金、等
対象となる学校種	国公立(学校設置会社によるものを含む)の大学(大学院・専門職大学院含む)、短期大学、高等専門学校
教育バウチャー制度の対象となる当該地域の学生数	<ul style="list-style-type: none"> ○大学2,809,295人 ○短大233,754人 ○高専58,698人 <p>合計3,101,747人 (H16年度学校基本調査より)</p>
条件を満たす学生全員がバウチャーを利用できるか	全員が利用できる
バウチャー券の券面額が学費に足りない場合、学校が児童・生徒から差額を徴収できるか	可
教育バウチャーの支給総額	現状の補助金※1総額の90%を想定
学生一人当たりの支給上限 (消費的支出に関するもののみで試算)	$(\text{バウチャー総額}) \div (\text{対象学生数})$ <ul style="list-style-type: none"> ○学生向け公金支出3,484,816百万円 $\times 0.9 \div 3,143,566$人 = 997千円/人 (H16年度地方教育費調査(H15年度学校基本調査)より) ※ H16年度学校基本調査に依拠するH17年度地方教育費調査が未確定であり、大学に関する公費が不明であるため、前年度の統計資料を使用。
財源	現状の学校教育に対する公費支出における 経常費(消費的支出)に対する公費支出 を想定
学生の条件	当該地域に居住する住民
発券の有無	発券する/しない、いずれの方法も考えられる

※1 「現状の補助金」とは、①経常費(消費的支出)に対する公費支出(私立高等学校等経常費補助金、国公立学校に対する運営費交付金、等)、②施設費(資本的支出)に対する公費支出(私立学校施設整備費補助金、等)、③政策誘導型補助金(キャリア教育実践プロジェクト、等)及び④競争型補助金(大学に対する各種の教育改革の支援、等)のうち、①経常費(消費的支出)に対する公費支出をさす。本提言では、③政策誘導型補助金及び④競争型補助金については現状を維持すること、②施設費(資本的支出)に対する公費支出については現行制度とは異なる配分方法を別途提言することを前提に制度設計を行っている。
なお、経常費(消費的支出)とは、[a]人件費(教職員給与、共済組合等負担金、恩給費等、退職・死傷手当)、[b]教育活動費、[c]管理費(修繕費、その他の管理費)、[d]補助活動費、[e]所定支払金を指す。